

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 海技士（航海）（機関）免許に係る履歴限定の変更又は解除
- ② 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者第5条第3項
- ③ 手続対象者 : 変更又は解除を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 免許に係る履歴限定の変更又は解除があるとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書に必要書類を添付して地方運輸局又は運輸支局に提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 1, 300円
- ⑦ 添付書類 :  履歴限定解除（変更）申請書  
 乗船履歴を証明する書類  
 海技免状用写真票  
 手数料納付書
- ⑧ 申請書様式 : 履歴限定解除（変更）申請書
- ⑨ 記載要項・記載 : 申請先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 北海道運輸局船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189  
東北運輸局船員労働環境・海技資格課 022-791-7524  
関東運輸局船員労働環境・海技資格課 045-211-7232  
北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課 025-244-6128  
中部運輸局船員労働環境・海技資格課 052-952-8027  
近畿運輸局船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434  
神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053  
中国運輸局船員労働環境・海技資格課 082-228-8794  
四国運輸局船員労働環境・海技資格課 087-825-1190  
九州運輸局海技資格課 092-472-3176  
沖縄総合事務局船舶船員課 098-862-1454

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第4条の2第1項及び第2項
- ② 標準処理時間 : 約10日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

